

ポーランド

生活とビジネスのための好適地

Polish Information and Foreign Investment Agency

■■■ | Domański Zakrzewski Palinka

ポーランド - 生活とビジネスのための好適地

目次

はじめに.....	5
ポーランド一般情報.....	6
ポーランドの投資環境.....	7
■ 初めてのポーランド.....	9
1. 1. 入国手続き.....	9
1. 2. 住民登録(meldunek)の義務.....	12
1. 3. ポーランドの通貨と両替.....	12
1. 4. 時間帯と気候.....	13
1. 5. 主要な祝日.....	14
■ ■ ポーランドの住環境.....	15
2. 1. 電話・通信サービス.....	15
2. 2. 交通手段.....	16
2. 3. 運転免許の切り替えとレンタカーサービス.....	18
2. 4. 不動産の賃貸と購入.....	19
2. 5. 個人向け銀行サービス.....	21
2. 6. 外国人とポーランド人との間の婚姻.....	22
2. 7. 外国人とポーランド人との間に出生した子供の登録.....	24
2. 8. 社会保険と医療サービス.....	25
2. 9. 教育事情.....	26
2. 10. 食事について.....	27
2. 11. 娯楽.....	27
■ ■ ■ ポーランドのビジネス環境.....	28
3. 1. 就労許可.....	29
3. 2. 会社形態.....	30
3. 3. 事業会社の設立手続き.....	31
3. 4. その他の形態の経済活動（支店、駐在員事務所等）.....	32
3. 5. 法人向け銀行サービス.....	32
3. 6. 税制.....	33
3. 7. 経済特区について.....	36
3. 8. 建設のフロー.....	38
3. 9. 会社用事務用品の調達（名刺等）.....	39
■ ■ ■ ■ ポーランドのビジネス慣行、ポーランド人の気質について.....	40

コンタクト先情報.....	42
ポーランド語ミニ辞典.....	43
ポーランド情報・外国投資庁（PAI i IZ）.....	45
ドマニスキ・ザクシェフスキ・パリンカ法律事務所（DZP）.....	47

はじめに

読者の皆様へ、

本ガイドブックは、これからポーランドに駐在される日本人の皆様向けに、ポーランドの生活・ビジネス環境についての理解を深めていただくために編纂されたものです。本書では、入管関連の手続き、ポーランドの運転免許や就労許可の取得方法など、皆様が当地で生活を始めるにあたり、すぐに役立つ実用的な情報を盛り込みました。

また、本書では、絶え間ない経済改革の結果、成長著しいエマージング諸国の筆頭として大きく注目を集めるに至ったポーランドに関する基本情報にも多くのページを割きました。ポーランドは、EU、NATO、OECDなどの国際機関に加盟しており、安定した経済成長率、低インフレ率、低税率などの良好な投資環境を提供しています。

本書は、ポーランド情報・外国投資庁（PAIIZ）およびドマニスキ・ザクシェフスキ・パリンカ（DZP）法律事務所との共同作業により目の見るに至りました。本書を通じまして、皆様が一日も早く当地の生活・習慣に慣れていただければ、私どもにとりましてこれに勝る幸いはありません。

敬具



ドマニスキ・ザクシェフスキ・パリンカ法律事務所
マネジング・パートナー
クシシトフ・ザクシェフスキ



ポーランド情報・外国投資庁
長官
パヴェウ・ヴォイチェホフスキ

ポーランド一般情報

ポーランドは議会制民主主義を採る共和国であり、1997年4月に制定された憲法に基づいて統治されています。ポーランド共和国の政治システムは、立法、行政、司法の三権分立の上に成り立っています。

ポーランドは中東欧のなかで北方、バルト海のほとりに位置する国で、西ではドイツ、南ではチェコとスロヴァキア、東ではウクライナ、ベラルーシ、リトアニア、北東ではロシアの飛地であるカリニングラード州と国境を接しています。

ポーランドの首都はワルシャワで、人口170万人の同国最大の都市となっています。そのほかにクラクフ、ヴロツワフ、ポズナン、グダンスク、ウヅジなどが主要都市です。現時点で、16の県、379の管区（管区級都市も含む）、2,478の郡町村に区分けされています¹。

ポーランドでは、31万2,685平方キロの国土に3,813万人が住み、うち、61%が労働可能年齢に属しています。全人口の32%が25歳以下であり、19歳から24歳までの人口のうち55%が学生です。ポーランド社会が全体として高学歴社会であり、労賃に比して比較的に高い能力を備えた若い労働力を確保できることが、ポーランドに進出した外資が現地で盛んに雇用を行っている大きな理由のひとつとなっています。

¹ ポーランドの現行行政区分は、県 (województwo)、管区 (powiat)、郡町村 (gmina) に分かれています。県は基本的な地域ごとのまとまりと捉えられており、県の下位には管区が、管区の下位には郡町村が行政単位として置かれています。

ポーランドの投資環境

- 経済面では、ポーランドは欧州で最も経済成長率が高い国のひとつです。安定したマクロ経済、高い経済成長性、同国がWTO、EU、NATO、OECDといった国際機関の加盟国であることによる安全保障の確保から、世界中の投資家がポーランドへ大きな関心を寄せています。ポーランドの良好な投資環境については、さまざまなランキングにおいて同国が非常に高い評価を得ていることから立証できます。
 - － 2007年アーンスト&ヤング社発表の外国直接投資ランキングで世界第7位
 - － 2007年アーンスト&ヤング社発表の全欧州を対象とした投資検討先ランキングで第2位
 - － 2006年ATカーニー社発表の投資家信頼度ランキングで全欧州第2位
 - － 2007年ナショナル・アイリッシュ・バンク発表の投資先魅力度ランキングで全世界第2位
- 2007年のGDP成長率は6.5%（速報値）でした（EU平均2倍以上の伸び）。
- 2005～2007年まで毎年のインフレ率は3%以下でした。
- ポーランドへの投資を通じて、3,800万人の国内消費者市場のみならず5億人を抱えるEU域内市場の潜在的な顧客へのアクセスを確保できます。ポーランドへの投資は更に、同国が旧東側ブロックの国々との間に築き上げてきたビジネス上の経験を活かすチャンスともなります。
- ポーランドへの外国直接投資流入額は毎年、増大傾向にあります。

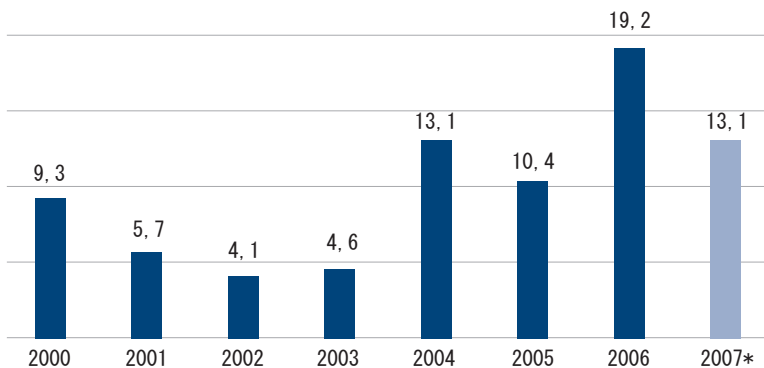


表1. 2000～2007年までの外国直接投資流入額（10億ドル）ただし、2007年は1～6月末までの累計（出所：ポーランド外国情報・投資庁）

- ポーランドが外国投資家の間で注目を集める要因としては、国内市場の大きさ、西欧に比して低い労働コスト、安定した政治情勢、高学歴の管理職層の存在と地理的に有利な立地などが挙げられます。更に、以下のような諸制度・要因を指摘することが出来ます。
 - － 経済特区（SEZ: Special Economic Zone）での法人税減免措置、魅力的な価格での土地購入の可能性
 - － 労働の質の高さに対して労賃が安いことから来るコストパフォーマンス
 - － EU構造基金の利用が出来ること
 - － ブラウンフィールド投資物件（既存の工場・建物付き物件）が豊富にあり、グリーンフィールド投資（更地からの投資案件）に関しても競争力のある価格で提供できること
 - － 工業団地、テクノロジーパークが利用できること
 - － 法人税率が19%でありビジネス活動の運用コストが低く抑えられること
- 2006年には外国直接投資の87.9%はEU加盟国起源であり、12.1%はその他諸国からの投資でした（ポーランド中銀。ただし、日本発の投資でも西欧現法を通じた投資であればEU起源とカウントされます）。2006年には累積投資額ベースで見ると、オランダ（19.9%）、ドイツ（16.4%）、フランス（11.5%）、ルクセンブルク（7.9%）、米国（7.3%）、その他諸国（37.0%）の順に投資額が多くなっています。産業部門別では、2006年には累積投資額ベースで見て、製造業（41.3%）、金融業（21.4%）、商業・修繕業（14.1%）、不動産仲介業・情報関連産業（11.7%）、その他（11.6%）となり、製造業が多くなっています。
- ポーランドでは、外資の再投資収益と配当金収益、貸付金収益を合わせた外資企業の収益金額が、2001年の860万ユーロから2006年の103億5,500万ユーロにまで激増しています。とりわけ、外資による収益の再投資が増大しており、ポーランドで更に大きなビジネスチャンスを掴もうとする外資の動きが活発化していることを傍証しています。
- ポーランドは、外資に対して卓越した投資環境を提供できる国です。同国への投資からビジネスの成長と大きな収益の獲得を期待することが出来ます。

■ 初めてのポーランド

1.1. 入国手続き

滞在目的に応じて外国人はポーランドに入国することができ、以下のような入国要件を課せられます。

- ポーランド出国日から換算して3ヶ月以上の有効期限が残っているパスポートが必要です。
- 日本、香港、韓国、シンガポール、マレーシア、米国、カナダ等の国籍をお持ちの方はノービザで入国できます。これら諸国の一部（日本含む）とポーランドの間には、二国間の相互査証免除取決めがあります。
- 中国、ヴェトナム、タイ等の国籍をお持ちの方の場合、観光用ビザの取得が必要です。

2007年12月21日にポーランドはシェンゲン条約に加盟しました。シェンゲン領域に入ろうとする第三人は、有効な旅券を所有するとともに必要であればビザを取得していることが義務付けられています。同時に、以下の条件を満たす必要があります²。

- 個人の旅行目的、滞在計画について証拠付けることが出来ること
- 滞在計画の全期間、居住国への帰途まで、または、本人が入国を確認されている第三国へのトランジットの期間を支弁するのに十分な資金を有しているか、あるいは、合法的に該当の資金を得ることが出来ること
- 入国拒否者リストに含まれていないこと
- 国際関係、公共安全、公共秩序を乱しうる者として認定されていないこと
- シェンゲン領域内で有効な短期ビザを得る際には、欧州委員会指令（2004/17/EC）で規定されている傷害保険を有していること。ただし、領事は係る保険の保有義務付けに関してこれを免除することも出来ず（領事権限に属します）。現行では保険額は3万ユーロに達していることが求められています。

一度、国境検問をパスすれば、シェンゲン領域内を自由に移動することが出来ます。

² ここで言う第三国とは、EU加盟国およびアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー以外の全ての国を指します。

■ 初めてのポーランド

シェンゲンビザ

ポーランドを含むシェンゲン条約加盟国はシェンゲンビザを発給しており、シェンゲンビザの所持人はシェンゲン領域内への入境、滞在が出来ます。同ビザには以下のタイプがあります。

- 空港トランジット（Aビザ）：空路の旅行者にのみ有効であり、所持人は空港内のトランジットゾーンを出ることが出来ません。
- 通常トランジット（Bビザ）：シェンゲン領域内を5日以内に限りトランジット出来ます。
- 短期ビザ（Cビザ）：最初にシェンゲン領内に入ってから6ヶ月以内であれば、シェンゲン領域内に90日間を限度として滞在できます。

シェンゲンビザ以外に、シェンゲン条約加盟国は自国内での就労の基となる長期ビザ（Dビザ）および滞在許可を発給することができます。ただし、これは発給国内のみ有効です。日本人の場合、長期ビザと就労許可に基づき、長期ビザの発給国内で就労を行い、一方で、その他のシェンゲン加盟国には、従来どおり、ノービザで90日間を限度に入境（ただし就労は出来ません）することになります。ビザの発給条件はそれぞれの国により異なります。なお、中国、ヴェトナム、タイ等の国籍をお持ちの方で、シェンゲン条約加盟国によって発行された長期ビザをお持ちの方の場合、ビザ発給国以外のシェンゲン条約加盟国の域内を5日間以内であれば、追加的なビザを取得せずにトランジットすることができます。それ以外の場合には、短期ビザを取得する必要があります。

ポーランドでの就労を目的とした長期ビザ

ポーランドの長期ビザ（Dビザ）の取得は、基本的には仮就労許可の取得後となります。ただし、仮就労許可あるいは就労許可を必要としない特定の場合には、雇用主が該当の外国人に業務を行わせる意思があることの書式による宣誓書を提出します。就労ビザは仮就労許可あるいは宣誓書に記載されている期間に対応して発給されますが、最長で1年間であり、その後は延長手続きを行います。

期限付き居住許可

ビザ免除期間を超えて外国人が滞在をする場合あるいはビザ発給期間を超えて外国人がポーランドに滞在する場合には、居住地あるいは居住を希望する地域の県代表に対して居住許可の申請を行う必要があります。

ます³。居住許可をもとに外国人に対して滞在カード（karta pobytu）が発給され、居住許可は最長で2年間まで出されます。居住許可は外国人が自らのポーランドでの滞在を法的に根拠付けることができる場合のみ交付されます。法令では該当する場合を詳細に定めており、例えば、仮就労許可の取得時、ポーランド法に基づき経済活動を行う場合、ポーランド市民との婚姻時などがこれに該当します。

定住許可

外国人がポーランドに長期滞在する場合には、ポーランド市民と同様な条件に則って就労する権利が与えられる定住許可の申請を行うことができます（この場合、就労許可の取得は必要なくなります）。定住許可は、ポーランド市民と3年以上に渡って現に婚姻関係にあり、申請時において2年以上ポーランドに居住している場合などに交付されます。定住許可には期限が無く、滞在カードが交付されます。

ポーランドにおけるEU長期居住者資格に該当する滞在許可

滞在許可申請時において最低5年間に渡りポーランドで連続して合法的に滞在している外国人に対しては、EU長期滞在者資格が与えられます。安定した収入源を持ち健康保険に加入していることが条件です。長期居住者資格を得た外国人に対しては5年間有効な滞在カードが交付されます。このタイプの滞在カードが交付される場合、ポーランド市民と同様な条件に則って就労する権利が与えられます（就労許可の取得は必要ありません）。

ポーランドからの外国人の国外退去

以下の場合、外国人はポーランドからの国外退去処分を受けます。

- ポーランドで不法に就労を行った場合
- 就労許可を所持していない場合
- ポーランドに不法に入国した場合
- ビザ申請時に情報を隠匿したり虚偽の申告をした場合
- ポーランドでの滞在を支弁するのに十分な資金を有していない場合

³ 県代表（województwo）は、県における閣議（政府）の代表者として閣議により任命される者を指します。この他に直接選挙で選出された県議会議員の多数決によって選出される県知事（marszałek）が存在します。

■ 初めてのポーランド

1.2. 住民登録(meldunek)の義務

ポーランドにビザ無し渡航する外国人は入国から48時間以内に住民登録を行う義務があります(ただし、ホテルその他の宿泊施設に逗留する場合には、宿泊施設側が住民登録を行います)。住民登録は有効なパスポートにある入国スタンプをベースに行われ、3ヶ月間に渡って有効です。

有効なビザを取得してポーランドに入国する外国人は、ビザの有効期間をカバーする住民登録を行う必要があります。住民登録はパスポートあるいはビザを基に行われ、外国人が居住する住居の大家が居住地区の郡庁または区役所で行います⁴。

1.3. ポーランドの通貨と両替

ポーランドの通貨は、ズウォティ(złoty polskie)で、PLNとも表示されます。ズウォティの補助単位としてグロシ(grosz)があり、1ズウォティ=100グロシです。ズウォティの銀行間為替レートは、以下の通りです(2008年3月現在)。

- 1ユーロ当たり約3.5PLN
- 1ドル当たり約2.3PLN
- 1PLN当たり約45円(100JPY当たり約2.3PLN)

為替レート情報はポーランド中央銀行のウェブページ(www.nbp.pl)および日刊紙で確認できます。外貨両替は銀行や両替所で簡単に出来ます。両替所はホテル、空港、駅など多くの場所にあり、カントール(kantor)と呼ばれています。カントールは週日は午前9時~午後7時まで、土曜日は午後2時まで開いているのが通常です。一般的に、換算レートは銀行よりもカントールのほうが良くなっています。ただし、空港のカントールはレートが良くない場合が多いです。

クレジットカードはほとんどのホテル、レストラン、大型小売店、旅行代理店で通用します。店舗のドアや窓にステッカーが貼ってあり、どのカードが使えるか分かるようになっています。最も普及しているのはビザカードで全ての銀行で使用できます。

⁴ 郡庁あるいは区役所は最小行政単位であり、urząd gminyと呼ばれます。

ポーランドには約7,000台のATM（バンコマトと呼ばれます）があり、ビザ、ビザエレクトロン、ユーロカード、マスターカード、マエストロ、シーラス、アメックス、ダイナース、ポルカード等を受け付けます。

ポーランドはまだ物価が安い国で、店頭の商品価格、レストランの食事代、ホテル代などは西欧に比べて安くなっています。平均的な生活を送るのなら、1日あたりホテル代を除いて25~30ユーロあれば十分です。

1.4. 時間帯と気候

ポーランドでは中欧時間（グリニッジ標準時+1時間）が使われています。中欧時間は欧州の大半の国で採用されています。3~10月までの間は夏時間となり、グリニッジ標準時+2時間となり、日本との時差は冬季8時間、夏季7時間です。

ポーランドの気候は海洋性と大陸性の両方の性格を併せ持っています。春は3月に始まり1°Cから最高で15°Cまで変動し、5~6月まで続きます。7月は最も暑い月となり、夏の気温は21°C~32°Cにまで達します。初旬までは暑い9月も後半に入るとポーランドの秋に移行します。その後は、徐々に湿気が出て霞みがちの天気となり12月に入ると冬を迎えます。冬は寒く、比較的暖かい北西部でも平均気温は3°C、東北部では-8°Cまで落ち込みます。

曇天日は年間で全体の60~70%に達し、比較的に多くなっています。最も曇りがちな地域は北部の湖沼地帯また南東部のズデーティ山脈地帯となっています。曇りが少ないのはヴィエルコポルスカ地方、ドルノシロンスク地方です。全天の80%以上が雲で覆われる曇天日は年間で120~160日、反対に雲が全天の20%以下となる晴天日は年間で30~50日です。最も降水量が多いのは夏で、冬に比べて2~3倍も多くなります。ポーランドは偏西風の強い影響を受けることから、山や丘陵の西側斜面で降水量が多くなります。最も降水量が少ないのはヴィエルコポルスカ地方東部とポメラニアの湖沼地帯の向こう側に位置するクヤーヴィ地方です。

初めてのポーランド

1.5. 主要な祝日

最も重要な国民の祝日と宗教上の祝日は以下の通りです。

祝日の名称	日取り
新年	1月1日
勤労感謝の日	5月1日
憲法記念日	5月3日
マリアの被昇天日	8月15日
万聖節（ハロウィーン）	11月1日
独立記念日	11月11日
クリスマス	12月25～26日

表1. ポーランドの固定祝日

祭日名	2008年	2009年
イースター	3月23－24日	4月12－13日
聖体祭	5月22日	6月11日

表2. ポーランドの移動祭日

祝日を除くビジネスアワーは、役所の場合、月～金曜までの午前8時～午後3時まで、銀行の営業時間は、月～金曜までは午前8時～午後6時まで、土曜日は午前9時～午後1時までとなっています。。

■ ■ ポーランドの住環境

2.1. 電話・通信サービス

固定電話

ポーランドではポーランド通信（TPSA）が主要な固定電話のオペレータとなっています。他に、Tele2, Netia, Sferia, GTS Energisが市場に参入しています。また、ドルノシロンスク県など西南部で強いオペレータとしてDialogがあります。

携帯電話

ポーランドでは4社の携帯電話オペレータがあります。いずれの会社でも月決め制の長期契約プランも、それぞれの携帯カードに対応したプリペード制のプランも用意しています。オペレータは以下の通りです。

携帯電話オペレータ	ネットワーク名
Polkomtel S. A.	PLUS GSM
Polska Telefonía Cyfrowa	Era
PTK Centertel	Orange
P4/Play	Play

表3. ポーランドの携帯電話プロバイダー一覧

携帯電話の接続料金はオペレータによってまた契約内容によって異なります。個人顧客向け、法人顧客向けサービスの詳細については、代理店の店頭やホームページ上で知ることができます。

インターネット

インターネットへの接続サービスは、TPSA, Sferia, Aster City, Netiaなどの全国規模の通信各社や各地域のプロバイダーを通じて行えます。ワイヤレス接続は、携帯電話オペレータ各社が取り扱っています。

ほとんど全てのホテルにはインターネットへの接続環境がありますが、各部屋からの接続は出来ないホテルもあります。三ツ星以上のクラスのホテルでは大概、宿泊客に対して各部屋からの接続が行えるようにしています。

■ ■ ポーランドの住環境

2.2. 交通手段

電車

ポーランドの鉄道網はよく発達しており、鉄道を利用してほとんど全ての場所に到達することが出来ます。鉄道サービスは比較的安価ですが、時折、満車となっていることがあります。電車のタイプには特急 (ekspres) と急行 (pośpieszny) があり、特急は早いですがその分、料金も高くなります。特急、急行とも一等車両と二等車両に分かれています。多くの駅には、キオスク、軽食堂、トイレ、遺失物保管所が備え付けられています。時刻表はメインホールにあることが多く、黄色で表示された出発 (odjazdy) と白色で表示された到着 (przyjazd) に分けて表示されています。プラットフォームはペロン (peron) です。ワルシャワ～カトヴィツェ間、ワルシャワ～クラクフ間、ワルシャワ～ポズナń間など大都市間には近代化された高速路線があります。電車のタイプは以下の通りです。

- Ekspres/IC、InterCity/EC、EuroCity: これらは特急です。普通乗車券に加えて指定席券 (ICは25PLN、ECは10PLN) を購入します。休日券はICが99PLN、ECが149PLNとなります。IC、ECでは菓子と飲み物のサービスが付きます。
- TLK: 小さな駅にも停まる電車で特急よりも遅い代わりに安くなっています。本数は多くありません。乗車券の他にTLK券 (3PLN) を購入します。
- Pośpieszny: 長距離の急行電車で、大都市のみ停車します。休日券は60PLNまたは80PLNで購入できます。
- Osobowy: 鈍行電車です。この他に、Podmiejski (郊外電車) もあります。

国内路線であればどの駅でも購入できます。切符売り場には長い列があることが多いので、事前購入が便利です。IC列車はwww.intercity.plでオンライン予約することも出来ます。

IC/EC列車を利用する際には、通常、乗車券と指定席券の2枚が発行されます。指定席券には出発駅 (od)、到着駅 (do)、出発・到着日時、車両番号 (wagon)、座席番号 (m. do siedzenia)、一等・二等の別 (KL)、片道 (na przyjazd tam)、往復 (na przyjazd z powrotem) 人数 (liczba osób) が記載されています。一部の列車には寝台車もあります。電車に乗り遅れた際には、切符売り場にて切符代の一部払い戻しを受けることが出来ます。

タクシー

流しのタクシーは少ないので、タクシー会社に事前に電話予約するのが最も確実です。電話予約代が取られることはありません。タクシー会社の電話番号は、インターネット、タクシー車両、新聞などで簡単に見つけることが出来ます。タクシーのメーターには曜日と時間帯に応じて、以下の4種類の料金帯（taryfa）があります。

- Taryfa 1: 日中の市内料金
- Taryfa 2: 夜間および日曜・祝日の市内料金
- Taryfa 3: 日中の市外料金
- Taryfa 4: 夜間および日曜・祝日の市外料金

タクシードライバーは求められれば、レシート（パラゴンと呼ばれます）を発行することが義務付けられています。

バス

短距離であれば路線バスを重宝することもあります。PKSと呼ばれる旧国営バス会社のネットワークが最もよく発達していますが、最近では、国内・外国路線ともに民間バス会社が増大してきています。バス料金は一般に電車料金より安く、バスターミナルは市内中心部にあることが多いです。チケットは、切符売り場、自動券売機等で購入します。

市内公共交通

公共バスは全ての主要都市で利用できます。ワルシャワ、クラクフ、グダンスク等の大都市ではトラムもあります。切符は、新聞売り場か運転手から直接購入します。ワルシャワにはポーランド唯一の地下鉄も走っていますが、切符を車内で購入することは出来ません。同一の切符でバス、トラム、地下鉄の全てに乗れますが、乗車の度ごとに新しい切符をパンチする必要があります。なお、ワルシャワ等では、全ての公共交通機関に共通の電子化された定期券も発行しており、日常的に公共交通機関を利用する場合、大変、お得です。ワルシャワでは電子定期券は、warszawska karta miejskaと呼ばれており、キオスク等で販売しています。

自動車の運転について

ポーランドでは自動車は右側通行となり、ヘッドライトの照明は年間を通じて義務付けられています。自動車の運転に際しては以下の点をご留意ください。

- 強制保険：強制保険はOC（オー・ツェー）と略され、義務となって

■ ■ ポーランドの住環境

います。事故時に過失の無い側が蒙った損害に関しては、強制保険でカバーされます。保険の平均支払い額は年間1,200PLNほどで、毎年一回の支払いが多いです。強制保険を持っていない場合、多額の罰金が科せられます。

- 任意保険：任意保険はAC（アー・ツェー）と略され、事故時、盗難時の保険をカバーします。保険支払額は車の価格に応じて変わります。
- 傷害保険：傷害保険はNNWと略され、運転時や行楽時の不慮の事故をカバーする保険となっています。
- 車検：車検は年に一回義務付けられており、車検を怠ると、保険が利かないだけでなく、警察による検問時に自動車登録証を剥奪されたり、車そのものを差し押さえられたりするリスクが伴います。

2.3. 運転免許の切り替えとレンタカーサービス

EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーおよび1968年11月8日にウィーンにて締結された「道路交通に関する条約」加盟国で発行された運転免許の所持人は、ポーランドの運転免許の切り替えにあたり、試験が免除され、新しい免許が交付されます。EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーで発行された免許の場合、ポーランドでそのまま運転が出来ますが、ウィーン条約加盟国で発行された免許の場合、ポーランド免許への切り替え手続きが必要とされます。ウィーン条約の規定により、ポーランドの道路交通法規に関する筆記試験は免除され、免許が交付されます。もとの免許は新しい免許が交付されるまで、各管区の地方交通局に保管されます。日本は上記のいずれにも加盟していないため、日本の免許の切り替えに関しては、日本とポーランド間の二国間取り極めにより運営されています。

ポーランド当局の見解によれば、日ポ両国の免許はウィーン条約の取り決めに従って両国で取り扱われるべきであるとしています。日本人は居住している地区を管轄する郡庁・区役所に対して、免許の切り替え申請を行うのみでポーランド免許を取得できます。ただし、ポーランド法の解釈に従えば、ポーランド免許への切り替えを行う以前には、日本の免許でポーランドで運転を行うことは出来ません。なお、日本の免許は、後日、日本大使館を通じて本人に返還されます。

運転免許の切り替えのためには、以下の書類を提出することが必要です。

- 申請書（申請書は各区役所に備え付けになっています）
- ポーランドに185日以上居住していることの宣誓（宣誓欄は申請書中にあります）
- 写真1葉（3.5×4.5センチ、左耳を出したもの）
- ポーランドでの住民登録証（meldunek）
- 有効な滞在カードまたは長期ビザ
- 外国の運転免許のコピー（ポーランド語への宣誓翻訳文を添付します）
- 申請料支払い証

レンタカーサービス

ポーランドでは十指以上の大手レンタカー代理店があります。空港には代理店のブースがあり、ホテルでも代理店への紹介・取次ぎを行います。条件等については代理店から直接、入手することができます。

2.4. 不動産の賃貸と購入

住居・オフィス・土地の賃貸、購入、売却時には、不動産仲介業者を利用するのが早く便利です（不動産の売買・賃貸手数料は業者により異なります）。ポーランドでは国際的に展開する不動産仲介業者も進出しています。大都市では大概の場合、英語を話せるスタッフが最低1名は居ますが、小規模な業者になると英語が通じないことが多いです。不動産の賃貸・購入に当たっては、不動産物件の選択に始まり、契約書の締結時には、場合に応じて、翻訳者・弁護士・公証人の手配などが必要となります。

ライセンスを持った定評のある仲介業者を利用され、交渉時や契約内容のチェック時には弁護士を活用されることをお勧めいたします。ご自身の手で賃貸・売却物件を探される場合には、不動産専門サイトや日刊紙・専門紙の広告を辿っていくこととなりますが、ほとんどの情報はポーランド語のみの提供となります。

ポーランドの住環境

表4. 2007年11月時点でのマンション購入時の平均価格（1㎡あたりPLN）

都市名	又貸・中古賃貸物件の相場	新築賃貸物件の相場
カトヴィツェ	4455	5914
ウッジ	4720	6262
グダンスク	6891	7361
クラクフ	8327	7504
ポズナン	6360	7688
ワルシャワ	9590	8673
ヴロツワフ	7347	7377

表5. 2007年上半期のオフィススペース平均賃貸料（1㎡あたりPLN）

都市名	価格
カトヴィツェ	43.2～50.4
ウッジ	46.8～54.0
グダンスク	43.2～54.0
クラクフ	46.8～61.2
ポズナン	43.2～54.0
ワルシャワ中心部	79.2
ワルシャワ中心部以外	54.0～57.6
ヴロツワフ	43.0～54.0

ポーランドの法人・自然人であっても外国の法人・自然人であっても不動産を賃貸できます。賃貸時には公的機関から許可を得る必要はありません。ただし、外国人による不動産の購入には許可が必要です。

現時点で有効な法律（「外国人による不動産の取得に関する法律」）によれば、ポーランドにおいて、外国人（個人および法人）が不動産を取得する場合には、内務行政省（MSWiA）の許可が必要です。更に、同法では、外国人が、ポーランド国内において会社登記を行っており、なおかつ、同国において不動産を所有しているか、あるいは、その永久貸借権を有している企業の株式購入を通じて、該当企業の支配権を掌握する場合にも、内務行政省の許可が必要であると定めています。ただし、上記原則には多くの例外規定があり、そのうち最も重要なものは、EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー国籍の個人および法人に付いての規定です。

外国人が、居住目的で取得する不動産の面積は、0.5ヘクタールを超えてはなりません。ポーランド国内において商業活動を企図している

外国人が、不動産を取得する場合には、該当不動産の面積は、その商業活動の必要を満たすために十分な広さである必要があります。ただし、これらの規定は、不動産が、国境地帯に存在するか、あるいは、1ヘクタールを超える農地の場合には、適用されません。

外国人が株主となっているポーランドに本店の所在地を有する有限責任会社 (Sp. z o. o.) の場合、ポーランド国内で不動産を購入する際、内務行政省による許可を受ける必要がないことは特記されます。

民法典に拠れば、不動産の購入契約は、ポーランドの公証人の立会いの下に公証される必要があります。これ以外の形式のいかなる購入契約も無効です。

2.5. 個人向け銀行サービス

ポーランドでは地場系銀行でも外資の傘下に入っているものが多く、加えて、外国銀行の支店も数多く存在しています。大都市では銀行の営業時間は週日で午前9時～午後6時まで、土曜日は全ての銀行が開いているわけではありませんが、午後1時まで営業するところもあります。小都市や農村部では、営業時間は午前8時～午後4時までに短縮されます。ポーランド中銀に拠れば、PKO BP, Pekao SA, ING Bank Śląski, Bank Handlowy, Bank Zachodni WBK, Bank Millenium, Kredyt Bankの順に資産額が大きくなっています。

銀行口座開設時には、ポーランド国内外への送金手数料をひとつの目安として比較されると良いでしょう。各銀行では、その他サービス料、口座維持手数料も異なっていますので、ご契約をされる以前に諸条件をよく確認されることが重要です。外国送金にはWestern Unionのような送金仲介業者を利用することも、特に市民の間では良く行われています。

ポーランドでは以下のような個人向け銀行サービスを受けることができます。

- 普通口座の開設
- 定期預金口座の開設
- 個人向け各種ファンドの販売
- クレジットカードの発行・決済
- 借入れ、信用供与

■ ■ ポーランドの住環境

- テレフォンバンキング（24時間対応もあります）
- インターネットバンキング
- 外国送金
- 外貨両替、外貨建て取引

居住者（ポーランドに居住地がある外国人含む）であれば、全ての個人向け銀行サービスを大きな問題なく受けることができます。非居住者（ポーランドに居住地が無い場合）は、クレジットカード発行、借入れ、信用供与などで困難が伴う可能性があります。銀行口座開設のための必須書類は以下の通りです。

- 居住者の場合：パスポートなどの身分証明書（滞在カードの提示を求める銀行もあります）
- 非居住者の場合：パスポートなどの身分証明書及び住所を確認できる書類に加え、ポーランドで年金・奨学金などの定期的な収入があることの証明書が必要です。二重課税を防ぐためにも、居住者証明を提示すると良いでしょう。

各銀行ではそれぞれのサービスの提供時に必要となる書類のリストを用意しています。大きな支店では2、3名の英語が話せるスタッフがあり、とくに外為部門には英語が話せるスタッフがいる可能性が高いです。ほとんどの銀行には英語のウェブサイトもあります。なお、ポーランドのATM（バンコマト）では、出金は出来ても入金が出来ない場所が多く、口座への入金には銀行の窓口で行わなければならないことが多いです。

2.6. 外国人とポーランド人との間の婚姻

ポーランドでは、郡庁・区役所の市民課（urząd stanu cywilnego）の担当官によって執り行われる民法上の結婚も、民法に則った宗教上の結婚（カトリック教会での結婚など）も有効です。婚姻に必要な書類は以下の通りです。

- 身分証明書
- 出生証明書抄本
- 婚姻関係を解消するような事実の存在を感知していない事の書式による確約
- 婚姻許可（ポーランド家族法が要求する場合のみ）
- 離婚状態にある場合には、離婚についての追記のある婚姻証明書抄本
- 未亡人の場合には、配偶者の死亡証明書

外国人の場合には、上記文書のポーランド語への宣誓翻訳文を添付します。

婚姻時に外国人によって追加的に提出される書類

ポーランドで結婚を行おうとする外国人は、民法上の結婚であっても、民法に則った宗教上の結婚であっても、結婚の前に以下のような書類を揃える必要があります。

- 外国人の本国の管轄機関か外交使節団によって出された、本国法の規定に従って外国での結婚ができることを証明する書類。日本人の場合、法務局か日本大使館を通じて取得する婚姻用件具備証明書がこれに当たります。結婚後は、日本大使館か住民票のある市町村役場に婚姻証明書を提出します。なお、ポーランドでは、血縁関係にあるもの、結婚可能年齢に達していないもの（女子で16歳、男子で18歳）の間の結婚は、外国人の本国法がこれを許している場合であっても出来ません。同様に、婚姻関係を結んでいるものの結婚は、外国人の本国法がこれを許している場合であっても出来ません。
- 上記の文書の取得が著しく困難である場合（上記文書を外国人の本国が交付しない場合）、民事裁判所の許可がこれに代わりまします。外国人から許可交付申請を受けると、裁判所では該当法に照らし合わせて審議へと入り、外国人が結婚できるかどうかを決定します。

更に、ポーランドで定住許可を得ているか、期限付き居住許可を得ている外国人の場合、上記に加えて、パスポートと滞在カードの提示が必要です。有効期間が1年未満のビザベースでポーランドに滞在している外国人の場合、パスポートとビザの提示が必要です。なお、相互査証免除取極めによるノービザ期間（日本人の場合は90日間）に結婚を行う場合には、パスポートのみの提示となります。

民法上の結婚を行う場合、郡庁・区役所の市民課に対して、婚姻関係を解消するような事実の存在を感知していない事の書式による確約を提出してから1ヶ月を経過した後でないことと結婚を行うことは出来ません。ただし、市民課では、妊娠や差し迫った出国などの重要な必要性のある申し出を受理するとの判断を行う場合には、1ヶ月を経過しない期間内に結婚を許可することもあります。上記確約は、国内であれば直接、居住地域の市民課に提出し、国外にある場合には、ポーラン

■ ■ ポーランドの住環境

ド領事に対して提出します。国外に居る場合を除き、居住地域以外の市民課に書類を提出することは出来ません。

民法に則った宗教上の結婚の手続き

婚約者のどちらかが住民登録をしている郡庁・区役所の市民課は、民法に則った宗教上の結婚を行おうとするものに対して、婚姻関係を解消するような事実が存在しない事の証明書および将来の夫婦ならびに子供の姓に関する証書を交付します。この証明書の交付までの間に、上記で述べた民法上の結婚に必要な書類を全て提出しておかなければなりません。

証書は3ヶ月間有効で、この証書が無ければ、聖職者たりとも結婚証書を受理できません。民法に則った宗教上の結婚を行う場合の追加必要書類については、結婚が行われる教会側と婚約者との間で取り決めます。

2.7. 外国人とポーランド人との間に出生した子供の登録

出生した子供は、子供の出生地を管轄する郡庁、区役所の市民課で14日以内に出生届けを行います。出生届けは、父親ないし母親（健康状態が許す場合）、出産に立ち会った第三者、医師、助産婦のいずれかが行います。

出生証明は、医師あるいは産婦人科によって記載された書式による記録を基に作成されます。婚外子の場合には、母親の同意があれば、父親によって認知されます。婚姻関係の継続中に出生した子および婚姻関係の破棄から300日以内に出生した子に関しては、母親の夫が父親であると推定されることになっています。

子供へのポーランド国籍の付与

両親のうちどちらかがポーランド国籍を取得している場合、その子供は、出生地に関わりなく、ポーランド国籍を与えられます。子供の誕生日から3ヶ月以内に管轄官庁（ポーランドに居住している場合は管区長、外国に居住している場合はポーランド領事）に対して申請を行えば、両親のどちらかの国の国籍を選択することも出来ます⁵。ただし、

⁵ 管区長（starosta）とは、地方行政単位としての管区における長であり、管区評議会によって任命される者を指します。

その国の法律が、係る子供に対して国籍を与えることを許していることが前提となります。

2.8. 社会保険と医療サービス

ポーランドでは、有効な就労許可に基づいてポーランド法人（外資系企業も含む）と雇用契約を結んでいる外国人の場合、会社が社会保険費（ZUS）の支払いを正しく行っているのであれば、無料で公的医療機関でのサービスを受けられます。社会保険費のうち老齢保険と身体傷害保険については、雇用者負担分と被雇用者負担分に分かれています。算定ベースとなるのは基本的には、被雇用者のグロス賃金です。

ポーランド法人と何らの雇用契約も結んでおらず、給与を100%本国から支払われており且つ派遣ベースの就労許可を所持している場合、ポーランド法人（外資系企業も含みます）の取締役か代表取締役に就任しており且つ臨時株主総会決議を行う場合には、ポーランドでの社会保障費支払いを回避することが出来ます。

外国人駐在員の間では、民間の医療保険に加入することもたいへん良く行われています。民間の医療施設はワルシャワ、クラクフ、ポズナン、グダンスク、ヴロツワフ等の大都市に集中しており、人口1万～2万人規模の町になると、まだ民間の医療施設が無い場所が多くあります。また、民間の医療施設がある町でも、小規模な町では英語が話せる医師が居ないこともあります。法人顧客は民間医療施設の最大の顧客となっており、医療費は課税控除されます。Medicover, Lux Med, CM LIM, CM Enel Med, CM Damian等がポーランド最大の民間医療クリニックとなっています。これら施設の多くでは、24時間体制でアポ対応や救急車の発送を行っており、電話での医療相談、急患受け入れ、医師の家庭訪問、人間ドック含む健康診断、ワクチン接種など英語にて全てのサービスを受けられます。一般的な契約形態は月決め制で、いくつかのコースから選択するようになっています。契約後には磁気カードが交付され、磁気カードでの情報管理が行われます。

個人で申し込む場合、一般的なコースでの4人家族（両親と子供二人）の月当たり契約額は300～700PLNとなり、大人一人の場合は150～250PLNとなります。法人会員の場合、契約者一人当たり20～100PLNが相

■ ■ ポーランドの住環境

場ですが、会社規模によっても、契約者の家族構成によっても、またコースの別によっても価格が変わってきますので、交渉が必要です。

2.9. 教育事情

ポーランドでは7歳から小学校 (szkoła podstawowa) に入ります。次に13歳からは三年制の中学校 (gimnazjum) に入り、卒業試験にパスすれば卒業となります。中学校終了後は、三年制の普通高校 (liceum) か四年制の高等技術学校 (technikum) に入ります。どちらも終了のためには高等教育終了試験 (matura) に合格することが条件となります。その後は、大学へと進学し、最初の3年間で学士号 (licencjat または inżynier) を取得、続く2年間で修士号 (magister) を取得します。更に進んで、博士号 (doktor) を取得するものもいます。

ポーランドでは国立大学、私立大学ともあり、私立大学は主として1990年以降に現れ出しました。私立の高等教育機関は、国民教育省から認可を受ける必要があり、認可後に法的地位を与えられます。1998年には、ポーランドで最初の私立の高等技術学校も設立されました。私立の高等技術学校では、職能別のコースで生徒を教え、15週間にわたる企業インターンシップおよび学校が考案した実習を義務として課すなど意欲的な教育を行っています。

高等教育には、全日制、夜間、公開講座、遠隔地教育などの形態がありますが、全日制が最も普及しています。大学進学のためには、高等教育修了証書 (świadectwo dojrzałości) を得る必要があります。入学条件は各大学の裁量に任されており、選抜試験を課したり、高等教育修了証書に記載されている成績を基に入学の判定を行ったり、あるいは希望者全員に入学を許すところもあります。

学校の長期休暇は年に二回で、冬休み (1月ないし2月の2週間。県によって期間が異なります) と夏休み (6月末に始まり学校が再開するのは9月1日です) があります。大学の場合、9月末まで3ヶ月間の夏休みとなります。

2.10. 食事について

ポーランドのレストランでは、伝統的なポーランド料理も各国料理も楽しむことができます。ワルシャワ、クラクフ、ポズナン、グダンスク、ヴロツワフなどの大都市ではヨーロッパ料理、アジア各国料理、ベジタリアン料理、その他料理などさまざまな料理を供するレストランあります。多くの高級ホテルでは、値打ち感のある料理を出すレストランを備えています。

週末になると人気レストランは混雑していることが常ですので、事前に電話予約をされることを強くお勧めいたします。レストランその他の飲食サービスの価格は、西欧や米国と比べると一般的に安くなっています。レストランやバーではサービス料を領収書に含んでいないことが多いので、飲食費の10%ほどをチップとして置いておくと良いでしょう。ほとんどのレストランではクレジットカードを受け付けます。

現在、ポーランド全土で、とりわけ大都市圏では日本風料理を出す店が増えています。もっとも一般に普及しているのは、スシ・バーと呼ばれるレストランで値段は通常のレストランよりも高め（目安としては一人当たり150~200PLN前後）です。ワルシャワ等には本格的な日本料理を出すレストランも数店舗あります。日本食材の購入には、ショッピングモールに店舗網を有しているKuchnie Świataという食料品店が便利です。この他、日本料理店の中には日本食材の販売コーナーを併設しているところもあります。

2.11. 娯楽

グダンスク、ソポト、グディニアの3都市が集まっているバルト海沿岸、ワルシャワ、ポズナン、トルン、ヴロツワフ、クラクフなどの古くからの都市では年間を通じて文化活動が盛んでナイトライフも充実しています。ポーランドでは国際的に知られた文化フェスティバルも多く開催されます。

■ ■ ポーランドの住環境

映画館の数も多く、単館作品を上映する市中の小さな映画館から10以上のホールを備えたシネコンまでよく充実しています。シネコンは、大規模ショッピングセンターに併設されていることが多く、フィットネスクラブ、プール、ボーリング場、ディスコなどを備えたショッピングセンターもあります。ワルシャワには最も多くのショッピングセンターがありますが、現在では全ての大都市に上記のような施設があります。

ポーランドではゴルフ人気が上昇中です。全土に約50のゴルフ場があり、多くは大都市の郊外に位置しています。ワルシャワ郊外のライシェフ (Rajszew)、ウッジ郊外のヴォラ・ブウェンドーヴァ (Wola Błędowa)、クラクフ郊外のパチュウコヴィツェ (Paczkówice)、ヴロツワフ郊外のクリニチノ (Krynicyzno)、ポズナン郊外のビトコーヴォ (Bytkowo)、グダンスク郊外のポストウオーヴォ (Postołowo) などのゴルフ場があります。

ポロランドのビジネス環境

3.1. 就労許可

外国人がポロランドで合法的に就労を行うためには、就労許可の取得が不可欠です。就労許可は以下のような場合に、原則として必要となります。

- ポロランドの雇用者によって雇われる場合
- サービス輸出を行う目的で外国法人からポロランドに派遣される場合
- サービス輸出以外の派遣労働を行う目的で1暦年中に30日以上就労を行う場合
- ポロランド法人の取締役としてポロランドで勤務する場合

就労許可の申請は、原則として本人ではなく、雇用者（会社）が行います。就労許可の申請から取得までには、8～10週間を要します。ただし、上記1.1. で述べたような就労許可を必要としないケースに該当する場合には、許可を取ることなく就労することができます。就労許可は、外国人が雇用される地域を管轄する県代表名で交付されます。

就労許可の取得後にはじめて雇用者は、就労許可の有効期限日まで雇用契約を外国人と交わすことが出来ます。雇用契約中には、就労許可に記載されているのと全く同一の役職名を入れる必要があります。雇用契約は、事前に就労許可の延長許可を得ている場合には、次の年にも取り交わすことができます。

雇用契約に関する一般的な事項

ポロランドでは多くのタイプの雇用契約が労働法典によって定められています。ただし、民法の規定に従ってサービス契約を結ぶ場合には、労働法典の適用はされません。雇用契約は以下のような期間に渡って結ぶことが出来ます。

- 無期限契約
- 有期限契約（ただし、有期限契約は、同一の雇用者と被雇用者との間で、試用期間契約を除いて連続2回までしか結ぶことが出来ません。）
- 特務契約（特定任務の終了時までの契約）
- 代行契約（休職中の被雇用者の休職期間中の契約）

上記の雇用契約のいずれかに先立って、3ヶ月間を越えない期限の試用期間契約を結ぶことが出来ます。



ポーランドのビジネス環境

フルタイム雇用の場合の最低賃金は、最低賃金法に基づく閣議決定により規定されており、2008年の最低月額グロス賃金は1,126PLNと定められています。雇用者は、原則として最低賃金を下回る賃金を支払うことは出来ません。ポーランドでは賃金はグロスで表示され、各種税金、社会保障費、その他の義務的支払いを行う前の金額で決定されます。

3.2. 会社形態

ポーランドは原則として、法律によって規定されている条件を遵守する限り、何人であっても商行為を企画し実施することは自由であるとされています。ただし、外国人の場合には、上記の大原則が制限されることもあります。

具体的には、日本、中国、韓国、インド等の企業家の場合、有限責任会社、株式会社、法人格のない組合形態の「合資会社」（ドイツのそれに類似）、合資会社の一種である合資株式折衷会社のいずれかのみを設立できます。一方で、EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーあるいはEUおよびEU加盟国政府との間で締結された協定に則って企業活動の自由を享受できる外国出身の企業家は、ポーランド国民と同様の原則の下に商行為を営むことができます。更に、ポーランドで経済活動を行おうとする外国企業は、支店、駐在員事務所を設立することもできます。参考までに、ポーランドでは、以下のようなタイプの事業形態があります。

法人格のない事業組合（事業パートナーシップ）

- 無限責任社員で構成される「合名会社」（spółka jawna）
- 会社法典88条による自由業従事者が結成する自由業組合（spółka partnerska）
- 有限責任社員と無限責任社員で構成される「合資会社」（spółka komandytowa）
- 無限責任社員と会社に対して責任を負わない株主で構成される「合資株式折衷会社」（spółka komandytowo-akcyjna）

法人格のある事業会社

- 有限責任会社（spółka z ograniczoną odpowiedzialnością）
- 株式会社（spółka akcyjna）

■ ■ ■

法人格のある事業会社の形態は、規模がある程度大きな事業に適しています。株主の責任は払込資本金額までに限定されます。ただし、会社に対する強制執行が不調に終わった場合、倒産の申告を規定期間内に行わなかった場合などは、取締役は、連帯してその責任を負う義務があります。

会社設立の必要条件として、有限責任会社の場合、5万PLN以上、株式会社の場合、50万PLN以上の資本金の払い込みが求められます。これら会社は法人税の課税対象となります。会社形態を選択する際には、経済活動の規模、責任の範囲、運営コストなどを見極めた上での決定が求められます。

外国人投資家の間で最も一般的な会社形態は、有限責任会社となっています。

3.3. 事業会社の設立手続き

ポーランド会社法典では、以下のようなステップが有限責任会社の設立に当たって必要とされています。

- 会社定款の作成（公証人による公証が必要です）。これは委任状をベースに弁護士に委託することもでき、最低資本金額は5万PLN、株式の最低額面価格は50PLNとされています。
- ポーランドで操業している銀行での口座の開設
- 新会社の銀行口座への資本金額に匹敵する金額の払い込み
- ポーランド会社登記裁判所への会社登記申請書の提出
- 新会社の取締役の任命
- 会社登記裁判所での会社登記の終了

会社登記裁判所での登記のほか、有限責任会社が実際の業務を開始するためには、REGON番号（統計局整理番号）、NIP番号（会社納税者番号）を取得し、VAT支払い者登録を済ませる必要があります。これらの手続きは代理人による代行が可能です。

有限責任会社の代表機関は、株主総会および取締役会です。監査役会、監査委員会の設置は、有限責任会社の場合、資本金額が50万PLNを超え且つ株主数が25名を超えなければ任意であり、任意ベースでの設置は稀です。有限責任会社の最高意思決定機関は株主総会です。

ポロランドのビジネス環境

3.4. その他の形態の経済活動（支店、駐在員事務所等）

ポロランド法の下では、外国人投資家は以下のようなビジネス形態を選択することも出来ます。

- 支店 (oddział)
- 駐在員事務所 (przedstawicielstwo)

支店は、会社登記裁判所での商業登記簿に登録され、外国法人の名称の後に「ポロランド支店」(Oddział w Polsce)の表記を入れたものが名称となります。支店は親会社の活動範囲を超える商行為は出来ません。法に抵触するような行為を行った場合、経済大臣は支店の営業停止を命じることが出来ます。

駐在員事務所は親会社の宣伝、プロモーション活動のみが出来ます。これ以外の一切の活動は認められません。駐在員事務所は経済省が保管する登録簿に登録されます。

ポロランドがEUに加盟してからは、EUの新しい多国間企業体である欧州経済関心グループ (EEIG) や欧州会社 (SE) の設立もできるようになっています。

3.5. 法人向け銀行サービス

ポロランドでは、ほとんどの銀行で企業のニーズに合ったサービスを提供することが出来ます。法人向けサービスには以下のようなものがあります。

- 当座勘定（当座預金口座、補助口座、総合口座、エスクロー口座）の開設
- イー・バンキング
- 法人向けクレジットカードの発行
- 定期預金口座の開設、財務省証券・国債の販売
- 外国送金
- 投資資金の融資
- 保証契約、銀行保証の提供
- EU補助金の取得支援
- リースの提供

業務用口座を開設するに当たって、銀行から求められる書類には以下のようなものがあります。

- 経済活動を確認できる書類（公証済み会社定款、REGON番号証書、NIP番号証書など）
- 会社代表者の身分証明書
- 口座登録書の記載に必要な各種の個人情報、会社情報

法人顧客には、個別の顧客担当マネージャーが付くこともしばしばあります。都市部では、法人営業部に英語が通じる従業員が居ることもあります。

3.6. 税制

ポーランドの税金は、以下の二つのグループに大別することができます。

- 個人所得・資産等にかかる直接税（個人所得税、民法上の税金、犬税など）
- 財やサービス価格に含まれている間接税（VAT、物品税など）

法人所得税

居住者である法人は、全世界所得およびキャピタルゲインに対して法人所得税が課せられます。非居住者である法人は、ポーランド国内で得た所得およびキャピタルゲインに付いてのみ課税されます。

実際には、税務目的で会計上の処理を行った後、課税ベースとなる所得額が決定されます。納税者は、課税額の計上を行うことが出来るような形で会計帳簿を付ける必要があります。経済活動を営む法人の課税対象所得は、発生主義に基づいて認定されます。

所得を得るためのコストは通常、その所得が得られた時点かあるいはそのコストが発生した課税年に課税控除の対象となります。大概のコストに関しては、それが資本としての性質を帯びず、法令による特別な扱いから生じた利益でなければ、控除対象となります。

法人格を有する会社による資本損失に関しては、これを続く5カ年の課税年に渡って繰り延べ、所得と相殺することが出来ます。損失の半分までは、投資家が選択したある1年間の間に控除することが出来ます。損失の繰り戻しは出来ません。



ポーランドのビジネス環境

ポーランドの標準法人所得税率は19%です。納税者の課税年が暦年とずれている場合には、納税者の課税年が開始された時点での法人税率がその課税年に関して適用されます。納税者は、次の課税年の第3ヶ月目の月末までに年次確定申告を済ませる必要があります。

個人所得税

ポーランド市民および恒久的な居住所をポーランドに有している外国人は、その全世界所得に対して個人所得税が課税されます。ポーランドで非居住者となる外国人は、ポーランド国内で遂行した業務に関連して得た所得、あるいは、ポーランド国内が源泉である所得に対してのみ課税されます。

課税ベース	税率
0～44, 490PLN	19%
44, 490～85, 528PLN	44, 490PLNを超える所得に対して30%
85, 528PLN以上	85, 528PLNを超える所得に対して40%

表6. 2008年の
ポーランド個人
所得税率

ポーランドで納税義務がある全ての個人に対して、年間で586. 85PLNの基礎控除が設定されています。雇用者は、被雇用者の課税対象給与から税額を差し引き、翌月の20日までに税務署に対して所得税の納付義務があります。年次確定申告は、翌年の4月30日までに行わねばならず、全ての所得源泉を報告し追加的な税源があれば提示します。

VAT（付加価値税）

ポーランドのVAT（付加価値税）は大半の財・サービスの購入代金に含まれています。VATは輸入品およびEU圏内の財の購入についても課せられます。VATのシステムがカバーする範囲は広く、生産から消費までの全てのサプライチェーンの中に組み込まれています。VATの納付者となるのは、財やサービスの提供者です。ポーランドでは、VAT納付義務を負うような経済活動を行う場合、その開始以前にVATの支払い者登録をする必要があります。ただし、課税ベースとなる前年の純売上高が5万PLNを超えなかった納税者は、VATの納付義務を免除され、VATの納付目的での登録義務も免れます。この場合、管轄の税務署にて自ら申告を行い、VATの納税義務を免除されることが不可欠です。

非居住者の場合には、いかなる金額の取引であってもそれをポーランド国内で行った場合にはVATの納付対象となるため、VATの登録義務を

免れることは出来ません。ポーランド国内あるいは他のEU諸国内に、居住地・恒久的な経済活動拠点・登記住所のいずれも持たないVAT支払い者は、会計代理人を立てる必要があります。

ポーランドでは3種類のVAT課税率があり、22%の標準税率に加え、7%および0%の低減税率があります。標準税率は、特例に基づく低減税率や例外規定が適用されない限り、全ての財、サービスに対して適用されます。7%の税率は、おもちゃ、医薬品、ヘルスケア関連商品、ホテルサービス、書籍、新聞、雑誌等に掛かり、0%の税率は、EU域外への輸出品、EU域内の財供給に関して適用されています。他に、3%の特別低減税率が未加工の食料品などに適用されています。

VAT法により、教育・ヘルスケアサービス等に関しては、VATが免除されることとなっていますが、この場合でも、インプットVATの控除を受けることは出来ないこととなっています。

原則として、VAT支払い者は、他のVAT支払い者からの財・サービスの購入、財・サービスの輸入または取得に際して支払ったVATについて、これをVATの課税対象となる商取引に投入した場合には、その還付を受けることが出来ます。

非居住者は、ポーランドで購入した商品をEU域外の国に持ち帰る場合にはVATの還付を受けることができます。

VATの還付手続きは月単位で行われる必要があります、VATの納付は、VATの支払いを伴う取引が発生した翌月の25日までに行われる必要があります。他のEU諸国との間で商取引を行っている納税者は、欧州内貿易統計申告（INTRASTAT申告）を毎月行い、さらに、商品の販売価格をEC Sales Listにて作成し、四半期毎に申告しなければなりません。

物品税

ポーランドで物品税（akcyza）が掛かる商品は、化石燃料、タバコ、アルコール製品などEUで最低税率が定められている商品と、乗用車のようにEU加盟国が独自に税率を定めている商品とに大別することが出来ます。物品税は、国産品、輸入品に関わらず課税されます。保税倉庫を利用する場合には、倉庫から該当商品を運び出す時点での課税となります。

3.7. 経済特区について

経済特区（SEZ: Special Economic Zone）とは、ポロランド国内に特別に設けられた区域で、ここでは、経済活動を有利な条件で行うことが出来ます。経済特区の目的は、地域の発展を支援することであり、所得水準が最も低い地方、大量失業の危機に晒されている地域、産業構造の再編が急がれる地域の発展が目指されています。ポロランドでは現在、14の経済特区が稼働しており、それぞれの経済特区は複数のサブ・ゾーンに分かれています。ポロランドは、経済特区の版図として最大で12,000ヘクタールまでの土地を指定することが認められています。経済特区は2017年まで稼働します。

経済特区では、以下のような特典を享受できます。

- 法人所得税または個人所得税の控除。地域公的支援の一環として、投資額の50%までの課税控除が受けられます。
- 投資に適した土地（土地の法的地位がしっかりしており、道路、ガス、水道等のインフラへのアクセスも期待できます）が魅力的な価格で購入できます。
- 土地の所有者が単一です（経済特区、郡当局、農地庁のいずれか）。
- 投資に関連した手続きを実施するに当たり、無料でのサービスを受けられます。
- 投資プロジェクトへのサービスに関して経験があります。
- 固定資産税の減免が受けられます（特定の経済特区のみ）。

経済特区での経済活動許可の取得は、経済特区において公的支援を受けるための前提条件となります。許可では、ビジネス目的その他の経済特区でビジネスを行うに当たっての諸条件が規定され、これには、

- 最低雇用者数
- 最低投資実現額

が含まれます。許可は、公式招待に基づく交渉か土地競売の実施後に、個別経済特区の運営会社によって発行されます。許可が発行されるまでの手続きには、約3ヶ月間を要します。

経済特区で税の減免措置が受けられる経済活動は以下の通りです。

- 製造業
- サービス産業
- 運輸業

- サービスセンター
- ITサービスセンター
- R&D活動
- 領収書発行・管理サービス
- 会計処理サービス
- 技術検査・分析活動
- コールセンター

一方、経済特区で操業が禁止されている経済活動は以下の通りです（一部抜粋）。

- 爆発物の製造
- タバコ、蒸留飲料、アルコール飲料の製造
- 卸売り、小売り
- 金融仲介業
- 建設サービス業
- 経済特区内での経済活動に供される機械・設備の修理・改造サービス、個人の用途に供される機械・設備の修理・改造サービス
- 魚養殖業、製鉄業、化学繊維の製造業
- 欧州連合条約付属書 I で指定を受けている第一次農産品の生産

経済特区で課税控除対象として認められる範囲は、以下の通りです。

- 所得税の控除対象として認められるのは、経済活動許可に基づいて経済特区において行われた経済活動から齎された所得のみです。
- 所得税控除対象となる所得源は特定されなければならない、コストについても特定の種目ごとに区分けされている必要があります。
- 経済活動許可に規定される経済活動の範囲を広くしておくほど、潜在的な所得税の課税控除額は大きくなります。
- 投資家が経済特区の外部でも操業を行っている場合、経済特区内での経済活動は他とは区別して組織される必要があり、所得税の控除対象のベースとなるのは、経済特区の内部で活動している独立した企業体の活動となります。

経済特区において所得税控除を受けるための条件は以下の通りです。

- 全投資プロジェクトが終了した日から少なくとも5年間は経済活動を行うこと（中小企業の場合は3年間）。
- 新規投資に伴い固定資産一覧表に記載された所有権を記載日から5年間に渡って維持すること（中小企業の場合は3年間）。



ポーランドのビジネス環境

- 新規雇用労働者を少なくとも5年間に渡って維持すること（中小企業の場合は3年間）。
- 少なくとも10万ユーロ相当の地域公的支援に適格する投資（eligible costs for investment）を行うこと。

3.8. 建設のフロー

建設開始に先立って、投資家は特定の不動産に関して情報を収集し、関連の諸認可と諸文書の準備を入念に行う必要があります。とりわけ、特定の投資プランを持って不動産を購入する場合、まず以下のような情報を収集することが肝要です。

- 該当の不動産が地区マスター・プランでカバーされているか、
- 該当の不動産の用途区分が農地、工業地、住宅地のどれに該当するか、
- 該当の不動産の売主が本当に所有権を有しているか、また、国あるいは地方自治体が不動産に対して第一先買権その他の権利を有していないか、

不動産の法的地位が明白となり、不動産の投資プランに見合った利用が可能であることが確認されて始めて、投資家は建設をスタートすることが出来ます。

建設フローの一環として、投資家は、建設基準法および関係する行政手続き上の規則に則って交付された、建設許可に関する最終決定書入手する必要があります。この決定書は自治体の土地利用計画に則って出されることもありますが、土地利用計画がない場合には、建築条件に関する決定に従って出されます。

建設工事契約

投資家は建築物の建設を行う目的で建設業者との間で建設工事契約を交わします。契約に従って建設業者は、契約書中で想定されている建築物を、所定の意匠と建築技術を使用して建設し、引き渡す義務を負います。一方で投資家は、建設作業の準備に当たって必要とされる手続きを踏み、建設現場および建設の意匠を監督し、建設費の支払いの義務を負います。

建設業者と投資家の両者は工事契約の内容を自由に取極めることが出来ますが、特に、建設業者自身の手によって行われる作業の範囲と請

け負い業者に任せる作業の範囲とを定めることがよく行われます。建設業者と請け負い業者との間のいかなる契約であっても、建設業者と共同で請け負い業者にフィーを支払う立場にある投資家側からの認証を取り付けることが重要です。

建設許可の取得

建設基準法の定めに従い、建設工事の工事の開始に先立って、所轄の管区長あるいは市長により交付される建設許可に関する最終決定を受ける必要があります。ただし、建設基準法では、建設許可の取得を経ずに行うことが出来る多くの建設作業を定めています（しかしながら、工事の開始前に、管轄の官庁に対して通告を行う必要はあります）。

場合によっては、投資家が、他の官庁からの意見の聴取や同意あるいは何らかの許可を受けた後で無ければ、建設許可が下りないこともあります（例えば、公道での建設作業の許可や環境影響評価の実施など）。

建築物が使用できるまで建設許可の取得が必要であった建築物に関しては、監督官庁に対して建設工事の終了を通達した上で、監督官庁側から所定の期間内に異議の申し立てが行われなかった場合に初めて、投資家は、該当の建築物の使用を開始することが出来ます。通達に当たっては、投資家は、建設基準法がその詳細を定めている建設工事に関係する一連の文書を提出する必要があります。場合によっては、建築物の使用を開始する以前に、使用許可に関する決定を受けなければならない事もあります。このような場合に該当するのは、施設が特殊なカテゴリーに属する場合、建設許可中で使用許可の取得が義務付けられている場合などです。

3.9. 会社用事務用品の調達（名刺等）

名刺、会社のレターヘッド、社用封筒などの会社用事務用品に関しては、インターネットで印刷業者を検索するのが一番です。サーチエンジンにbusiness cards+都市名を入れるのみで、英語のページを含む無数の印刷業者を見つけることが出来ます。名刺等の制作費は高いものではありませんが、注文数、紙質、配色などによって変わってきます。最低注文ロット数は100枚からとしているところが多いです。

ポーランドのビジネス慣行、ポーランド人の気質について

面会の約束

時間を守ることが重要です。遅れそうな場合には、SMSや電話で遅刻の事情を説明すると良いでしょう。ポーランド人の家庭に公式行事以外で招待された場合には、約束時間よりも15分ほど遅れていくのが礼儀です。この時間を利用して、家人は慌てることなく準備をすることが出来ます。ただし、30分以上の遅刻はよくありません。面会の数日前にはアポの確認をしておくことも必要です。もし、誰かの家庭に夕食に招待されたのなら、ワインの一瓶か花束のような小さなプレゼントを用意していきます。その後、手書きのカードで招待されたことと時間をともにしてくれたことに対する謝意を伝え、大変喜ばれます。乾杯は食前か食後にされます。自分から乾杯の音頭を取るときには、全員と視線を合わせることをお忘れなく。ポーランド語では乾杯は、ナ・ズドロヴィエとなります。

週日の面会時間は朝10時、昼11時、午後2時半～4時までの間が多いです。日曜日の面会は避けたいでしょう。日曜日は安息日として、家族と一緒に過ごす日とされています。勤務時間を越えてのビジネスパートナーへの電話も余りお勧めできません。SMSを先方に送り、返事を待つという手もあります。ちなみに、ポーランド人は、日、月、年の順番に数字を書いています。

ポーランド人氣質

ポーランドは、米国のように電話や電子メールを多用しビジネスが進んでいく国とはだいぶ違って、行間を読むことが重視される国です。ポーランド人はフェイス・トゥ・フェイスでビジネスを行うことを好みます。ポーランドでは、ちょうどスペインでそうであるように、人間関係を築くことがビジネスの成功にとって非常に重要です。

会話中は、視線を合わせる事が大切です。ポーランド人は相手のしぐさに対して非常に敏感です。笑いを絶やさないことが大事です。ポーランド人ビジネスマンは世間話から家族の話、キャリアに至るまで幅広いトピックに関して意見交換をすることを好みます。

興味深い議論に相手を引き込むためには、なに？、なぜ？などで始まる打ち解けた質問を投げかけてみると良いでしょう。初対面の気まずさを打ち破る効果的な話題としては、天気の話、ポーランドまでの旅路の話、日本についての面白い話題、短期の予定についての話しなどが挙げられます。初対面が過ぎると、ポーランド人はより個人的

なアプローチを好みます。ビジネスについての会話が終わった後で、何か他の話題についての会話をする事で、近づきになることが出来ます。お世辞は歓迎されますが、あまりにも世辞の頻度が過ぎると、相手を困惑させることにもなります。ポーランドではお互いにどのように呼び合うかの決まりは特にありませんが、初対面では、相手の役職名を使うか、Mr. やMs. の後に苗字か名前を付けて呼ぶのが一般的です。ホスト側の流儀に従うのが良いでしょう。2、3回の会合を重ねた後には、お互いのファーストネームで呼び合うことが歓迎されます。

ポーランド人との交渉ごとには留保や熟考が伴います。交渉の最中に相手が沈黙することも珍しくはありません。そのような場合、沈黙を無理に破ろうとせずに、相手の言葉を待つのが得策です。交渉では内容が重視されます。また、辛抱強くなることも大切かもしれません。ポーランドでは一般的に言って、意思決定に至るまでには米国やドイツと比べて、より長い時間を要します。ビジネスが成立するまでに数回の会合を持つこともしばしばです。

さて、ポーランド人は100年以上に渡る亡国の期間を経てなお、自国語であるポーランド語を維持し得たことに対して、強い自負の念を持っています。カタコトでも構いません。外国人が少しでもポーランド語を使えば、相手の顔に笑みが浮かぶことでしょう。

最後に、レディーファーストについて。ビルの中では、全ての女性が通り過ぎるまで男性がドアを開けておくのが礼儀です。女性が自分でドアを開けた場合には、男性はドアを開ける努力をしたように振舞っておきます。男性が車を運転する際には女性のためにドアを開け、タクシー等に乗車する際には、女性を先に通します。

ビジネス上の贈答品について

ポーランドでは、とりわけ、最初の契約を結んだ際やビジネスパートナーの帰任の際など、ビジネスの節目となる時点で贈答を行う習慣があります。最も喜ばれるのは、日本からの土産物です。日本や日本の地方を紹介した本なども喜ばれます。この他には、CDやDVD、高級文房具などが一般的な贈答品です。ただし、あまりに高価な贈答品は避けたいほうが良いでしょう。最高でも200ユーロ以下に贈答品価格を抑えておくのが安全です。

コンタクト先情報

大使館連絡先

駐ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8

00-464 Warsaw

Tel: +48 22 696 50 00

Fax: +48 22 696 50 01

www.pl.emb-japan.go.jp

月曜から金曜までの8:30から18:00まで開館

(日本・ポーランドの祝祭日除く)

駐日ポーランド共和国大使館

東京都目黒区三田2-13-15

Tel: +81 3 5794 7020

Fax: +81 3 5794 7024

www.tokio.polemb.net

緊急時連絡先

救急車-999 (ポーランド全土のどこからでも)

警察-997 (ポーランド全土のどこからでも)

消防署-998 (ポーランド全土のどこからでも)

緊急電話番号-112 (全EU加盟国共通の緊急電話番号。各都市の緊急電話対応課が出る)

旅行者向け情報センター

ツーリスト向け情報オフィス

Tel: +48 22 94 78

<http://www.9478.pl/>

<http://www.warsawtour.pl/>

月曜から金曜までの8:00から18:00まで開館

ポーランド語ミニ辞典

基本表現

- こんにちは - Dzień dobry
(ジェン・ドブレ)
やあ(くだけた挨拶) - Cześć
(チェーシチ)
こんばんは - Dobry wieczór
(ドブレ・ヴェーチュル)
おやすみなさい - Dobranoc
(ドブラーノツ)
さようなら - Do widzenia
(ド・ヴィゼーニヤ)
はじめまして - Miło mi
(ミウオ・ミ)
すいません(呼びかけ時も謝罪時
も) - Przepraszam
(プシェプラシャム)
はい - Tak (タク)
いいえ - Nie (ニエ)
どうぞ - Proszę (プロシエ)
ありがとう - Dziękuję
(ジェンクイーエ)
(ポーランド語が) わかりません
- Nie rozumiem (po polsku)
(ニエ・ロズーミエ・ポ・ポル
スク)
いくら? - Ile? (イレ?)
高い/安い - Drogo/Tanio
(ドローゴ/ターニョ)
何? - Co? (ツォ?)
〇〇をさがしています
- Szukam…… (シュカム……)

単語集

■ 鉄道駅にて

- 駅 - dworzec (ドヴォジェツ)
切符 - bilet (ビレット)
一等車 - pierwsza klasa
(ピェルフシャ・クラサ)
喫煙 - dla palących
(ドラ・パウオンツィフ)
禁煙 - dla nie palących
(ドラ・ニエ・パウオンツィフ)
座席 - miejsce (ミエイツェ)
客車 - wagon (ヴァゴン)
到着 - przyjazd (プシヤーズド)
出発 - odjazd (オドヤーズド)
プラットフォーム - peron
(ペロン)
時刻表 - rozkład jazdy
(ロスクワッド・ヤズデ)
電車 - pociąg (ポチョング)
特急 - ekspres (エクスプレス)
急行 - pośpieszny
(ポシピエーシネ)
遅延 - opóźnienie
(オブジニエーニエ)

■ スーパーマーケットにて

- 買い物かご - koszyk (コシク)
野菜 - warzywa (ヴァジーヴァ)
肉 - mięsa (ミエンサ)
魚 - ryby (リーベ)
キャッシャー - kasa (カサ)
クレジットカードで - karta
(カルトン)

ポーランド語ミニ辞典

■ 方向

左 - w lewo (フ・レヴォ)
右 - w prawo (フ・プラーヴォ)
まっすぐ - prosto (プロスト)
帰路 - powrót (ポフルト)

■ 薬局

薬局 - apteka (アプテカ)
薬 - lek (レク)
処方箋 - receptura
(レツェプトウーラ)
のどの痛み - ból gardła
(ブウ・ガルドワ)
腹痛 - ból brzucha
(ブウ・ブジューハ)
頭痛 - ból głowy
(ブウ・グウォーヴェ)
風邪 - przeziębienie
(プシェジェンビエーニエ)
痛み止め - lek przeciwbólowy
(レク・プシェチフブウォー
ヴェ)

■ 銀行にて

口座開設 - założenie konta
(ザウオジェーニエ・コンタ)
ATM - bankomat (バンコマト)
出金 - wypłacanie pieniędzy
(ヴィプワツァーニエ・ピエ
ニエンゼ)
送金 - przelew (pieniędzy)
(プシェレフ・ピエニエンゼ)
定期預金 - lokata (ロカータ)
銀行与信 - kredyt (クレディト)

■ 病院にて

病院 - szpital (シピタル)
救急車 - karetka (カレトカ)
外科手術 - zabieg (ザビエグ)
医者 - lekarz (レカシ)
看護婦 - pielęgniarka
(ピエレングニャルカ)
内科医 - internista
(インテルニスタ)
歯医者 - stomatolog
(ストマトログ)

■ 自動車事故／警察

事故 - wypadek (ヴィパーデク)
強制保険 - O.C. (オー・ツェー)
警察 - policja (ポリツィア)
目撃者 - świadek (シフヤーデク)

ポーランド情報・外国投資庁 (PAIiIZ)

ポーランド情報・外国投資庁 (PAIiIZ) は、ポーランドへの外国直接投資の流入額を増大させると同時に、ポーランドという国のイメージを国外で高めていくことを目的に設立されました。ポーランドは、経済改革の恩恵により、魅力的な投資先へと変貌いたしました。PAIiIZの重要な任務のひとつには、ポーランドへの世界的な多国籍企業の誘致を行う事が挙げられます。

PAIiIZでは、投資家の皆様と直に対話を行うことを重視しています。投資家の皆様に対しまして、投資プロジェクトの実現に当たり不可欠となる法務上また行政手続き上の情報のご提供を差し上げております。さらに、私どもでは、お客様が、ポーランドでの投資パートナー、下請け業者などをお探しの際や投資立地をお探しの際にもご支援を申し上げます。PAIiIZの関与により、2006年中には総額で11億ユーロ相当（1万5500人の新規雇用）に上る43件の投資プロジェクトが実現し、2007年9月までには同様に10億ユーロ相当に上る43件もの大型投資プロジェクトが実現したことは特記に値するでしょう。

私どもでは各種セミナーの実施、外国報道陣の受け入れの調整なども行うほか、ポーランドとポーランド経済に関する多くの出版物、記事の執筆活動も行っております。また、各地方に設置いたしました地方投資家サービスセンター (COI) は、地方自治体と投資家の皆様との間の距離をぐっと縮めることに貢献しています。

私どもでは、外国人投資家の皆様に対するサービスに加え、ポーランド企業の国外展開の支援を行うと同時にポーランド製品の国外での振興も盛んに行っております。世界中のあらゆる地域で、現地進出ポーランド企業へのサポートにも乗り出しておりまして、ポーランド企業の国際競争力の強化にも熱心に取り組んでおります。

今後とも、より多くの外資による投資プロジェクトがポーランドで実現し、同時に、ポーランド企業の国際展開が加速度的に推進されて行くことが、私どもの目指すところであります。

ポーランド情報・外国投資庁（PAIiIZ）

ポーランド情報・外国投資庁（PAIiIZ）の連絡先は以下の通りです。

ul. Bagatela 12
00-585 Warszawa
Fax: +48 22 334 99 99
E-mail: post@paiz.gov.pl
www.paiz.gov.pl

長官秘書室 : +48 22 334 99 05
PR課 : +48 22 334 99 42
外国人投資家課 : +48 22 334 98 75
地域協力課 : +48 22 334 99 15
経済振興課 : +48 22 334 99 26
経済情報課 : +48 22 334 99 80
EU構造基金課 : +48 22 334 98 23
サービス課 : +48 22 334 98 26
人事課 : +48 22 334 98 26
投資家様向けインフォメーションライン : 0 801 800 099

投資家様向けEメールアドレス : invest@paiz.gov.pl

ドマニスキ・ザクシェフスキ・パリンカ法律事務所 (DZP)

ドマニスキ・ザクシェフスキ・パリンカ法律事務所は、1993年にワルシャワにて創設されたポーランド最大の法律事務所です。現在、私どもが頂いております評価とブランドとは、過去15年間に渡るビジネス経験豊富なお客様とのリレーションの中から培われたものであると自負しております。

140名以上の弁護士が、ワルシャワ本部を始め、ポズナン、ヴロツワフ、トルン、ウッジの各地方拠点から皆様に法務サービスを差し上げております。弊事務所のお客様はあらゆるビジネス分野にわたっており、私どもでは、全ての法務専門分野において包括的なサポートを差し上げております。弊事務所のサービスの特徴は、お客様のビジネスニーズと法務知識との両方を理解していることにあると言えるでしょう。弊事務所では、経済特区関連、製造業全般、運輸その他のサービス業、M&A事業、証券・債券市場、反トラスト法関連、不公平競争、通信、ラジオ・テレビ放送、銀行業、保険業およびその他の金融業、公共調達関連、Eコマース、電力その他の公共インフラ業、EU法関連、無体財産権、労働法関連、不動産取引および不動産管理、調停およびその他の訴訟、会社再編、その他の日常的な法務サポート業務などでのサービスを手がけております。

弊事務所のお客様の操業ステージも多岐に渡り、創業間近の企業様、中小企業様、多国籍企業様およびそのポーランド子会社様など、さまざまです。弊事務所の弁護士は国際協力団体や各国の商工会のメンバーでもあり、欧州弁護士協会 (Asociación Europea de Abogados)、欧州大の法律事務所間の協力機構である欧州法律家グループ (Euroadvocaten)、国際法廷弁護士協会 (International Bar Association)、米国法廷弁護士協会 (American Bar Association)、国際法律家協会 (International Law Association)、国際商標権協会 (International Trademark Association) などに加盟しております。弊事務所は、ワルシャワ証券取引所イノベーションテクノロジー集団への協賛も行っております。

弊事務所では、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、日本語、中国語でそれぞれのスペシャリストチームがフルサポートを提供しております。さらに、私どもでは、必要に応じて、国際的な法律事務所のネットワークと国外協力事務所との協働を通じまして、お客様の事業をポーランドの国内外からサポート差し上げております。

ドマニスキ・ザクシェフスキ・パリンカ法律事務所 (DZP)

弊事務所の各オフィス連絡先は以下の通りです。

ワルシャワ

Rondo ONZ 1
00-124 Warszawa
Tel.: +48 22 557 76 00
Fax: +48 22 557 76 01
Email: dzp@dzp.pl
www.dzp.pl

ポズナン

ul. Paderewskiego 8
61-770 Poznań
Tel.: +48 61 642 49 00
Fax: +48 61 642 49 50

ヴロツワフ

ul. Powstańców Śląskich 2-4
53-333 Wrocław
Tel: +48 71 712 47 00
Fax: +48 71 712 47 50

トルン

Szosa Chełmińska 17
87-100 Toruń
Tel: +48 56 622 00 53
Fax: +48 56 621 95 83

ウツジ

ul. Traugutta 25
90-113 Łódź
Tel. +48 42 637 25 80
Fax. +48 42 637 30 13

